

災害事例

労働安全衛生コンサルタント 山口好孝

25

チエーンソーにて 片手切りをしたその結果

T造園（労働者数約18人）

で働くAさん（51歳）は、造園工として約3年、毎日を頑張っている。今日も、好天気の下、樹木の剪定等のためAさんは4人はS会館へ到着した。

○労働災害発生状況

いつものように作業分担するところ、Aさんは大小の樹木（立木）の剪定に取りかかった。やがて、高さ約6mの立木の剪定・枝落としのため当該木に梯子を使用して登ったAさんは、枝の分岐箇所に乗る等して枝を切り落としていた。この剪定作業では、枝の太さや作業効率等を考え、軽くて小回りのきくトップハンドルタイプのチエーンソー（排気量約25ccエンジン式、重量約4kg、鋸（ソー）長さ

約30cm）を使用して行つていったが、その作業の途中で、目標の高さほどのところに左から右方向へ伸びる太さ約3cmの枝を切り落とすことにした。ところが、分岐枝に乗る位

置・姿勢の具合からチエーンソーを両手で持つ通常の方法では切断しにくいのであつた。

○発生原因と対策

かといって、安全帯を着け替えて乗る位置を移るほどのこともないと考えたAさんは、チエーンソーを左手に持ち替えて、その枝を切り落とすことにしたのである。後ハンドルを左手で握り、スロットルレバーを指で引き、鋸刃を作動させ、そして、姿勢を支え保つためにその枝の下方数10cmのところにある他の枝（直径約5cm）に右手を置くと、鋸刃を当該枝に当てジャーッ

と切断した。が、その後、Aさんとしてはある程度用心していたのではあるが、切断後の勢いで鋸刃が下がり過ぎてしまい、自分の右腕に当たってしまったのである。これにより、Aさんは一瞬にして休業1カ月余の重傷を負つた。

然に、立木の伐倒や剪定、伐倒木の切斷処理等の作業があり、関係労働者はチエーンソーを使用してもらいた。これはAさんにとっても同様であつたための意識が低かつたこと。

チエーンソーは切断するための鋸刃が高速で移動し、且つ、刃部は機能目的上むき出しであることから、正しく扱わないと重大な負傷につながる危険性をもつていて。そのため、本例でいえば、前後のハンドルを左右の手でしつかり把持して作業すること、切



断位置が肩と腰の範囲内とすること等、たとえ面倒でも安全作業の基本ともいいうべきそのような作業姿勢・方法をとれるようにするこ

とが肝要である。加えて、今からはじめようとしている作業方法に潜む危険に気づくことも大事なことであるが、これらについての意

識が低かつたといえるのである。事業者は、危険または有害な業務（8の2号・チエーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務）については、関係労働者に特別教育を行うこと。

※労働安全衛生法第21条

事業者は、……伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じること。

※同法第24条

事業者は、労働者の作業行動から生じる労働災害を防止するため必要な措置を講じること。

立木の剪定作業に伴う災害発生、そこには、危険な作業方法・行動を選定させてしまう安全への認識不足がある。充実させよう職人さんの全教育！

（Y2X労働安全衛生コンサルタント事務所長）